

○ 美幌・津別広域事務組合会計管理者の補助組織 設置規則

〔平成 19 年 3 月 30 日
規則 第 5 号〕

改正 平成 30 年 7 月 1 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 171 条第 5 項の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、必要な事項を定める。

(補助組織)

第 2 条 会計管理者の属する町の規定に基づき、補助組織を設置する。

(分掌事務)

第 3 条 会計管理者の権限に属する事務のほか、前条の補助組織の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 現金の出納及び保管を行うこと。
- (2) 有価証券の出納及び保管を行うこと。
- (3) 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）を行うこと。
- (4) 財産の記録管理を行うこと。
- (5) 支出負担行為及び支出命令に関する審査を行うこと。
- (6) 出納検査に関すること。
- (7) 決算の調製に関すること。
- (8) その他会計事務に関すること。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規則第 3 号）

この規則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。